

相次ぐ大型談合・カルテル事件 ―課徴金減免制度の効果と課題―

経済が国際化し、また、官公庁など公的部門の効率化が求められるようになるにつれ、例えば入札制度が改革されたり入札談合や価格カルテルが厳しく規制されるなど、市場メカニズムに従った企業活動が求められている。

企業が入札談合や価格カルテルなど市場メカニズムの機能を制限するような行為を行った場合には、独占禁止法違反として高額の課徴金が課されたり刑事制裁を受けるなど厳しい対応がなされている。そして、これらの独占禁止法違反行為の摘発を容易にするとともに、企業が自主的に違反行為を是正することができるよう、独占禁止法改正により平成18年に課徴金減免制度（いわゆるリーニエンシー制度）が導入されている。

この課徴金減免制度は、独占禁止法違反行為について公正取引委員会による調査が開始される前に企業が自主的に申告をすれば課徴金が減免されたり刑事告発の対象とされないものであり、この制度によって数多くの入札談合や価格カルテル事件が摘発されるとともに、企業のコンプライアンス活動も進展するようになっていく。

課徴金減免制度の導入後における入札談合・価格カルテル問題の現状と課題について、わが国における入札談合問題研究の第一人者である鈴木満教授にお話をさせていただく予定である。

日時 平成24年11月7日（水） 14:00～16:00

場所 千里山キャンパス 児島惟謙館1階 第1会議室

報告 鈴木 満（桐蔭横浜大学客員教授、弁護士）

司会 横田 直和（経済法研究班主幹、法学部教授）

- 聴講自由 多数のご来場を歓迎いたします。
- 問合せ先 〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 関西大学研究所事務室
TEL 06-6368-0329／FAX 06-6339-7721／E-mail: hogakuken@ml.kandai.jp

主催 関西大学法学研究所
The Institute of Legal Studies, Kansai University

後援 大阪商工会議所
関西生産性本部